

令和5年第19回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和5年12月21日午後2時30分

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2において開会

出席者

教育長、山名委員、吉屋委員

欠席者

吉田委員、神尾委員

出席事務局職員

木田教育部長、福本教育推進室長、矢野学校教育室長、四方教育推進室生涯学習課長、清水教育推進室生涯学習課文化財担当主幹、福永学校教育室学校教育課長、亀野学校教育室青少年センター所長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 旧入江家住宅保存修理・整備委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について
- 2 旧入江家住宅保存修理・整備委員会委員の委嘱について
- 3 高砂市教育委員会事業後援について

協議事項

- 1 高砂市立公民館の廃止に伴う規則等の一部を改正する規則を定めることについて
- 2 甲南女子大学文学部と連携協定について

報告事項

- 1 令和5年度全国学力・学習状況調査結果リーフレット
- 2 高砂市教育委員会事業後援について

その他

- 1 1月行事予定について

議 事 議案 1 旧入江家住宅保存修理・整備委員会の設置及び運営に関する要綱の制定
について

○事務局 旧入江家住宅保存修理・整備委員会を設置することにつきまして、要綱制定を考えております。今年度、令和5年度から5か年度の計画で、曾根町にあります兵庫県指定文化財の旧入江家住宅を修理する工事を実施いたします。保存修理、整備に関して、学識者並びに文化財審議会、その他教育委員会が適当と認める者によって構成する委員会を設置し、修理に当たっての御指導、御意見を
得る組織をつくりたいと考えております。

第2条のほうには委員会の所掌事務を2項目が掲げております。

第3条のほうには、委員会は委員5人以内で組織するという、それから、委員以外にもオブザーバー若干名を置くことができるという内容になっております。

この委員会を設置することについて、御審議のほど、またよろしく願いいたします。

なお、この要綱の制定日を、本日認めていただきましたら、本日付の要綱設置にしたいというふうに考えております。

以上です。

○教育長 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 これ、第4条の2で、「委員の任期は」と書いていますけど、この委員の任期というのは、これはもともと記載がないわけですか。

○事務局 委嘱した日から整備事業が完了するまでの年度と考えておまして、文言では書いておりませんが、今年度、年明け1月から令和9年度末を想定しております。

○委員 令和6年1月から。

○事務局 令和10年3月末を予定いたしております。

○事務局 4年ちょっとですね。付け加えさせていただきます。令和5年度から令和9年度の修理事業を考えておるんですが、2分の1の県の補助をいただいております。また、市の財政状況もありまして、修理すべき内容というのは定まっておるんですが、もしかしたら、予算が取れない場合は、10年度以降も工事期間が延びるかもしれないということで、第4条の第1項のように、「整備事業完了した日」という表現をさせていただいております。

○委員 期日を書かなくて、こういう事業の完了をもってということで、そこ、完了した日までの任期ということですね。分かりました。

○教育長 他にございませんか。それでは、議案1につきましては、御意見がありました
が、この議案を可決することとしてよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、可決するというので、お願いいたします。

議 事 議案 2 旧入江家住宅保存修理・整備委員会委員の委嘱について

○事務局 先ほど、要綱の制定につきまして議決を得ましたので、具体的に、委員の委嘱について、名簿を御提出いたしております。

 発令予定日が年明けの令和6年1月5日で、期間につきましては、令和6年1月5日から整備事業が完了した日の属する年度の末日として、現時点では、令和9年度末、令和10年3月31日を予定いたしております。

 委員の御氏名につきましては、曾根東之町自治会の会長の岡本崇司さん、京都府立大学文学部史学科准教授で、建築が御専門でいらっしゃいます岸泰子さん、そして、高砂市の文化財審議委員会委員でもあります明石工業高等専門学校建築学科教授の工藤和美さん、以上3名の委員委嘱を諮りたいと思いますので、御議論いただきたいと思っております。

 なお、オブザーバーという形で、先ほど御説明しました要綱の第3条第2項のほうに、オブザーバーを若干置くことができるとありましたけれども、県の教育委員会の担当職員、また、地元の入江家の活用に取り組んでいらっしゃるグループの方を今のところ考えております。

 以上、どうぞよろしく申し上げます。

○教育長 私から質問なのですが、聞き取れなかったんです。オブザーバーというのは、県の人。県の何課ですか。

○事務局 兵庫県教育委員会文化財課で、建造物の担当の職員、曾根小町くらぶさんという入江家住宅の活用にいろいろ御協力いただいている団体さんの代表の方にオブザーバーとして、合計2名を今現在考えておるところです。

○教育長 分かりました。ありがとうございます。

 他に質問はございませんか。

○委員 地元の方々、オブザーバーの方1名を含め、東之町の自治会長の方ですけど、今の小町くらぶの会長であったり、東之町会長の役職が終わっても、引き続きされるということは了承されている。

○事務局 東之町自治会長様に委員を委嘱するという形でお願いをしたいと思っておりますので、任期が終わったその後は、次の会長さんになっていただくという話でさせていただきます。

○委員 分かりました。

○教育長 よろしいですか。

 では、私が質問を。工藤和美さんは高砂市の文化財をいろいろ知っておられるということと、それから、岸泰子様は、高砂市には関わりはないんだけど、この人を呼んでくるのは何でいいのかというのを教えてもらえたらありが

たいです。

○事務局 説明を1つぬかっておりまして、申し訳ありません。岸先生は、兵庫県の文化財審議会の委員さんでいらっしゃる、建造物部門の会長さんでもいらっしゃいます。旧入江家住宅の修理に当たっては、県指定文化財として価値を維持しながら修理をするという目的がありますので、文化財として修理をする際の専門的な助言をいただくということで、県の文化財審議会の委員のお立場からも御指導いただこうというふうに考えております。

○教育長 分かりました。ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいか。

それでは、議案2につきましても、可決することとしてよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 では、可決します。

議 事 議案 3 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 新規の後援申請になるものでお諮りしたいものです。

1番、事業の名称は、「おみせやさんごっこ はたらくってなーに？」です。目的は、働くことの大切さややりがい、お金の大切さを子供たちに疑似体験を通じて教える。内容としましては、子供がお店屋さんになって、保護者の方がお客さんとなって、お店屋さんごっこを行うというもので、主催者は、キッズマネースクールエレンシア校ということになっております。実施日時が来年の1月21日、実施場所が文化会館で、参加対象は高砂市にお住まいの4から11歳の子供と、その保護者ということになっておって、参加費はなしということになってます。

次のページ、2ページ目が事業計画書であります。

対象は、午前10組、午後10組ということで、合計20組を考えているようです。その下の内容としまして、「うさぎとかめのパン屋」という劇を見ながら、お金について考えて、その後、子供たちが、自分がなりたい職業を選んで、色塗りを行って行って、そのお店を担う。それを、保護者がお客様として子供たちのお店に足を運ぶというイメージとなっております。そのお店屋さんごっこの後、子供と保護者がそれぞれ発表を行って、働くことの楽しさとか大変さとかを理解しながら、一緒に来てくれたお父さんやお母さんに、最後は子供たちからお礼を述べて、プログラムが終了ということで、2時間程度のプログラムとなっております。

効果につきましては、その下にありますように、金融教育が導入されている中、日本の中では金融リテラシーがまだ遅れているのではないかとということで、小さなときからお店屋さんごっこを体験して、お金を大切にするというような

意識を芽生えながら、働くことに対して感謝しながら、金融教育の一助となることを効果として挙げております。

3 ページが収支報告書、主に会場設営費、広報費となっております。

4 ページ、5 ページに、キッズマネースクールエレンシア校の会則・規約があります。

6 ページに、役員として代表 1 名、7 ページが、その代表の簡単な紹介、8 ページ、9 ページに、ちょっと白黒で見にくいんですけども、これまで開催されてきた内容についての様子、そして、最終10ページに、1月21日のチラシ、「おみせやさんごっこ はたらくってなーに？」。

説明は以上となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○教育長 事務局より説明が終わりました。事業後援について御審議願ひます。御意見はありますか。質問はありますか。

○委員 これはこの前の後援申請に、この前出ていた。

(休憩 午後 2 時 4 4 分)

(再開 午後 2 時 5 6 分)

○教育長 各自調べることを通して、他市町でも十分にやっているということと、金融教育の大切さを実感し、理解できるであろうということで、承認するという形でもよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 議案 3 につきましても、可決することとしてよろしいか。お願ひいたします。

議 事 協議事項 1 高砂市立公民館の廃止に伴う規則等の一部を改正する規則を定めることについて

○事務局 令和 6 年 3 月 31 日で公民館が廃止になる関係で、1 から 7 の会則等の文言を修正するものでございます。

1. 高砂市教育委員会の学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の新旧対照表の 1 条及び 2 条の「校長及び公民館長」という文言を「及び校長」に修正します。

2. 高砂市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の新旧対照表の第 3 条の教育部の室及び課の事務分掌につきまして、第 8 号に、「生涯学習登録グループの指導及び育成に関すること」を追記したものでございます。

3. 高砂市教育委員会の組織における職位の基準に関する規程の一部を改する規程の新旧対照表の第 4 条、課長に相当する職位の 1 号の「中央公民館兼 伊保公民館長」について削除したものでございます。

4. 高砂市立学校以外の教育機関の事務分掌規則の一部を改正する規則の新旧対照表の第 2 条の教育機関の事務分掌の公民館の部分を削除するものでござい

す。

5. 高砂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の新旧対照表の別表の2条関係の中央公民館兼伊保公民館の部分について削除したものでございます。

これらの規則の改正につきまして、教育委員会で御協議いただいた後、市長部局と協議を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員 8ページのところの削除すところの分ですけど、12、13と、だから、14、15の分では「(何)」と書いてますが、これは、それぞれ記載はきちんと。こんな括弧で書いているんですか、もともと。「(何)」と書いているのは、それぞれの地区の公民館の。

○事務局 そうです。

○事務局 高砂公民館とか荒井公民館とかです。

○委員 だから、結局、それ1個ずつですかね、書いているのは。公民館は、中央公民館兼伊保公民館、それと、高砂と荒井と、どこどこあります。

○事務局 曾根、北浜、中筋、阿弥陀、米田。

○委員 全部でしょ。

○事務局 7です。

○委員 それを、これ、14、15のところに2つしか書いていないけど、こんなので全部書いているのかな。

○事務局 こういう書き方なんです。

○委員 本当。「(何)」のところに、そこに、2つに、14、15のところに分けて載っているわけですね、全部が。

○事務局 そうですね。高砂から北浜公民館まで、中央公民館以外のところが全部ここに含まれてます。

○委員 含まれているんですね。

○教育長 どうですか。よろしいですか。

○委員 はい。

○教育長 それでは、協議事項1については了承いただいてよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 これで行かせていただくという了承をいただきました。ありがとうございます。

議 事 協議事項 2 甲南女子大学文学部と連携協定について

○事務局 すいません、資料の10ページをお願いします。

こちらは、高砂市教育委員会と甲南女子大学文学部との連携協力に関する協定書の案を12ページまで掲載しております。

それから、13ページは甲南女子大学連携についてということで、令和5年度と令和6年度の予定のほうを書いたものをお示ししています。

14ページから17ページは甲南女子大学の文学部の学科の資料を参考としてつけさせていただいております。

甲南女子大学とは、令和3年度から、図書館名誉館長事業としまして、山下ゼミと協力して、図書館のほうでクリエイティブタウンゼミというゼミを設けて、高砂町であったり、曾根町であったりで、市民講座生と共に、大学生と一緒に、高砂市の魅力を、地域資源をまた改めて見つけて、それを紹介する、まち歩きツアーを、今年もですけど、令和3年度から3か年続けておるところです。

先ほどお示した13ページのところに、今年度も、文学部との実績ということで、山下ゼミの山下香准教授には、文化財保存活用地域計画協議会委員をしていただいていたたり、先ほど言っていたクリエイティブタウンゼミのほうに今年度は6月から高砂市のほうに毎月来て、ゼミを開催している。あとまた、生涯学習課の職員や図書館長、あと、あるいは、選挙管理委員会の職員、ほか職員などが、逆に、甲南女子大学の授業のほうに参加して、お互いに双方向で協力し合っているというのが現状です。

さらに、高砂市と、高砂市教育委員会と甲南女子大学の文学部で密接な連携をつくることで、いろんな分野ですね。甲南女子大学のほうは高砂市をフィールドに、高砂市としては、学生さんの若い力や、いろんな先生がおられますので、そういった方を、地域の方に講座を開いていただいたり、生涯学習課としては、教育のキャッチボールを大学の先生や学生さんたちと市民が行うことで、さらに社会教育が進むんじゃないかと。

あとまた、協定書の11ページに書いているんですけども、目的としては、活力ある個性豊かな地域社会の形成、そして、社会教育と大学教育を包括した生涯学習という視点に立った人材の育成に寄与することを目的に協定を結びたいなと、事務を進めているところです。今、甲南女子大学との協議の中では、2月ぐらいに協定を結べないかという話が進んでおるところです。

大学との連携協定についての事務局からの説明は以上です。

○教育長

説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員

これ、今説明を受けたから、一応ある程度は理解できましたけど、突然にこの協議事項で出ているのを見て、「え、何なの」と思ったんですけど、実際、今まで令和3年からやっているとしたら、山下ゼミの話は聞いたことがあるんですけども、この協定書を出すに当たって、今までの経過の部分をきちんとした文書なりにして、一応それなりの提起をしていただいて、これで、今までの実績があったということで、それで、こうなりますということのきちんとした文書の説明があつてしかるべきかなと思ったんですけどね。それで、まして、3年からやって

いたとき、このときは別に口頭の話だけで、協定書も何もなしで今までやられてきたわけですか。

○事務局 そうです、はい。

○委員 そういうことで、さらに進化させるためにということだと思っただけですけど、だから、それなりの結果を、やはりきちんと、実際には、あらかじめのものとしての文章なり、説明があつてほしかったなと思うんですよね。

(休憩 午後3時10分)

(再開 午後3時12分)

○教育長 協定することについては、今までの実績も十分あるということだし、目的も説明の中で分かりました。ただ、企画書のようなもので、もう少し手続をきちっとしてほしいということと、記録として残るんだったら、もう少し経緯、意図、今後のことを書いていただいたものを基にして協議させていただきたいということで、再度、1月に協議事項で提案いただきたいということでもよろしいですか。それでは、1月の教育委員会において、議案として提案していただいて、審議させていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 事 報告事項 1 令和5年度全国学力・学習状況調査結果リーフレット

○事務局 まず初めに、大きく、今年度の結果を受けて、これからの方向性ということで、子供たちには、学校に行くのが楽しいであったり、将来の夢や希望を持っているというような質問に対しては、肯定的な回答をしている割合が高いというようなことをきちんと伝えさせていただくとともに、漢字の読み書きや計算等の基礎、基本的な問題は力がついていっている、しかし、課題としましては、文章を読み解く力に課題が見られるということを伝えて、各学校においては、子供主体の授業づくりを進めるということ。子供主体の授業づくりと言うのは、まだ一部見られる教師からの発問の一問一答になっていたり、教師の説明を聞いていく、教師から課題であったり問いを提示したりするのではなく、子供たちが自ら疑問を見つけた中から、子供たちがそれを解決したいなと思えるような授業づくりを進めるとともに、それが探究的な学びという後のキーワードになるんですけども、そういうことに取り組んでいきたいということです。

また、家庭においても、子供たちのよさを見つめて、励ましていただきたいということで、一番最初の四角のところを書いております。

教科別の結果ということで、今年度は、国語と算数、中学校は国語と数学と英語でしたので、全国の平均正答率と比較したグラフ、真ん中中段に、生活質問紙調査から、「学校に行くのは楽しいですか」、一番下に「将来の夢や目標を持っていますか」という調査結果を、これも同様に、全国と比較したものを掲載しております。その中で、やはり全国と比べても、高砂市の子供たちというのは、学校

へ行くのは楽しいと思っているんだなあとか、将来の夢や目標って、高砂市の子供って全国に比べると少しでも高いんだなあというのが視覚的に分かっていただけというふうに考えております。

教科別の調査結果から、小学校と中学校、それぞれ、国語、算数、国語、数学、英語ということで、まず上に、よかったところは白丸で表しており、課題というところが黒丸、取組の中で、白い四角で、このような取組をしていきますというようなことを記載させていただいております。

ぼっくりんがしゃべっているところは、私が先ほど話したようなことで、自分でテーマを決めて、調べて、考えて、発表したりする授業を行ったりというような、こういう授業をしてきたり、この解決をするために、このような授業を進めていきたいということを、ぼっくりんの吹き出しの中で説明しております。

生活質問紙から、朝食と、毎日同じ時刻、同じ時間ぐらいに寝ているというのは、例年載せていることで、やはり規則正しい生活をしているお子さんのほうが平均正答率が高い傾向にありますよということを示させていただいております。

今年度は、読書につきましては、昨年度は、家で自分で計画を立てて勉強している子としていない子を抽出していたんですけれども、今年度は、読書をしている子と読書をしていない子ということで、高砂市としましても、学校司書を入れて、学校図書館の機能を活用していこう、また、ほとんどの学校で朝の読書活動しておりますので、改めて読書というところに焦点を当てさせていただきまして、継続的に10分以上読書をしている子は平均正答率が高くなってきますよということを示させていただいております。

最後、確かな学力の向上に向けてということで、大きく3つの観点、主体的・対話的で深い学びを保障するという観点と、学びに向かう力を育むという観点、そして、安心して学べる環境を整えるという3つの観点、視点から、このような取組をしていきます、高砂市として、それぞれの学校ではこのように努めていきますということを改めて記載させていただいております。

最後に、「保護者のみなさまへ」ということで、協力していただきたいことを大きく5点挙げさせていただいております。また、スマートフォンでQRコードを読み取れば、それぞれの啓発資料が読み込めるという。これは昨年度も記載していましたが、今年度、引き続き記載しております。

よろしく申し上げます。

○教育長

事務局より説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

○委員

19ページを見ていて、小学校、中学校とも、できること、白丸と黒丸を見ていたときに、黒丸のところ、文章がこれ、同じ文章ですよ。「文章問題の意味をとらえ、解決方法を説明することに課題があります」。ちょっとこれ、あんまり同じような文章だったら、ぱっと見たときに、繰り返しこの文章ばかり書いてあったら、何かくどいように。一瞬のくどさを覚えて、よっぽどこれがひどいんだ

なという感じは思いますけど、一般の人が読んだとき、どう思うんでしょうね。さりげなく流れるかどうか。僕はちょっとくどい。

○事務局 分かりました。小学校の算数というところと、中学校の数学というところで、同じだとしても、やっぱり学年が違いますので、そこら辺のニュアンスが変わるような工夫をさせていただきます。

○委員 文章をちょっと変えたほうが。

○事務局 ありがとうございます。

○教育長 他にございませんか。

○委員 これはどういうふうにして見てもらったらいいですか。リーフレット自体。

○事務局 リーフレットは、今年度、同じように、カラーで印刷しまして、これで配布します。紙で配布するのと同様に、昨年度、委員さんからちょっと御指摘いただきまして、カラーで、A3表裏で、公民館に掲示したり、来年度4月でしたら、地域交流センターというようなところでも掲示することによって、地域の方にも啓発できるんじゃないですかということを御指摘いただいていたので、それは主事のほうにも、そういうことが御意見あったよと伝えておりますので、もちろん保護者へ配布することもそうですし、ホームページにも掲載していきます。市役所であったり、先ほど言いました公民館であったりというところに掲示の依頼ということを考えております。

○教育長 では、報告事項1を、内容のところを少し改善いただいて、作成し直すということと、啓発の仕方を工夫していただくということでお願いいたします。

議 事 報告事項 2 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 教育委員会の事業後援について御説明をいたします。

こちらは後援承認一覧の12月分としております。1番につきましては、先ほど議案の中で取り上げさせていただいたものです。1番から10番までの事業が上がってきておりまして、1番と3番につきましては学校教育課、それ以外については生涯学習課で、それぞれの日に申請を受けまして、承認決定をしております。説明は以上でございます。

○教育長 事務局より説明が終わりました。御意見、御質問はございますか。

○委員 本当興味だけですけれども、4番のスキー大会なんか、今結構参加者は多いんですか。

○事務局 今言われた高砂市スキー協会からの、コロナ中はちょっとやっていなかったんですけど、たしか去年ぐらいからまた再開し始めていたという記憶があります。去年の参加人数が、今日持ってきていないんですけど、参加予定は今回120名となっているので、それなりの人数を予定しているというところで、雪さえ降ればというところかなと。大人が66名、子供が16名の計算が出てきております。

- 教育長 これ、載っていないな、実績としては。コロナがあって、全然活動していないのかな。
- 事務局 しばらくはですね。
- 教育長 他にございませんか。いいですか。
それでは、事業後援の承認という形で行かせていただきます。
-

議 事 その他 1 1月行事予定について

- 事務局 その他の1月の行事予定について説明をいたします。
9日に3学期の始業式がございます。
また、25日の木曜日につきましては、13時半より定例の教育委員会の開催を予定しております。その当日なのですが、教育委員会終了後、15時半頃から、総合教育会議のほうも行わせていただきたいというふうに市長部局のほうから連絡をもらっておりますので、よろしく願いいたします。教育委員会の場所としましては、南庁舎の2階の会議室2を予定しております。また詳しい時間と場所については追って連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
説明は以上でございます。
- 教育長 御質問、御意見はございませんか
その他で、ほかにございませんか。
図書の話。お願いします。
- 事務局 このたびの12月議会で、公民館の廃止の関係のときに、議員の方からいろいろとお話ございました。その中で、各公民館に設置している図書の話が出まして、所管を、要は所有をどこがするんだというお話ございました。議員さんのお話ですと、やっぱり本の所管は社会教育の一環だから、教育委員会が持って、その追加とか破棄とか、そういうところは教育委員会が責任を持ってやるべきでしょうというようなお話ございました。その辺を一度教育委員さんに、あと、社会教育委員の方にもまた後日お話をお聞きしようとは思っているんですけども、その辺の在り方をどういうふうに教育委員さんが思っておられるかをお聞きしたいなというところです。
現状では、やはり古い本しかないんです。それで、例えば図書館から何か本を持ってきてとか、新しい本を追加してというのは今ほとんどございません。どうやって増やしているかという、寄附がメインです。ですので、例えば公民館に来られる方が、「これ、もう読み終わったので、使ってください」といったような形のものが増えていく、古くなっていったら処分していくというような形です。ですので、所管云々というところを、我々は、公民館が地域交流センターになるので、そのまま地域交流センターに管理と所管をお願いしたらいいかなとは思っていたんですけども、先ほど言いましたように、社会教育として本というのは

重要で、その管理は、所管は教育委員会でやっていくほうがいいんじゃないですかというようなお話がございました。

ただ、来年から教育委員会の職員はいませんので、貸し借りの管理とかはできません。そこは地域交流センターに配置される職員にお願いするというような形にはなろうかと思うんですけれども、所管というか、所有は教育委員会がして、しっかり本の所有の、どういうふうな本を置いていくかとか、処分をいつするかというのは決めていかなければいけないんじゃないですかという御意見がございました。

すいませんけれども、それについて、教育委員さんの御意見をお聞きできたらなと思っています。お願いいたします。

○教育長 御意見があれば。

○委員 突然だから、あれですけど、でも、地域が、公民館から外れたら、図書の管理はやっぱりセンターでやるべきかなという気はしますけどね。それで、その管理だけを、財産的な価値があって管理する、それなりの古文書みたいなものが、あるいは、小説、文庫本の初版本とか、いろいろそれだけの価値のあるようなものがもし残っているのなら、それは違うところで管理していくべきだろうと思うし。だから、普通の寄附で賄っているような形の読み終わった本とかそういうの、時代によっては、百科事典とか週刊誌とか、そういう時代とともに全然役に立たなくなっているやつなんかは1回全部処分して、文庫本、そういうのだけは、時代とともに変わらないやつだけは置いていってもいいのかもわかりませんが、観光案内の例えば地図とか旅行の案内の「るるぶ」や、いろんなそんなものがあったりとか、そんなのは1回処分して、新たなものを、地域を利用する人の方々が持ち寄って、共有で管理していったほうがいいのではないかなと僕は思いますけど。教育委員会がそこまでしなきゃならないことはないんじゃないかなという。個々のところで管理運営してもらっていいんじゃないかなと思いますけど。僕はそう思いますけどね。

○事務局 議員さんがおっしゃっていたのは、やはり本というのを、例えば薦めたりとか、本当に時代とともに、さっきおっしゃられた廃棄は責任を持って、それを教育委員会がやらないといけないんじゃないかということ。だから、廃棄とかそういったところまで、社会教育を持っていない市民部が、そういう本を、これは要らないから廃棄だというようなところまでは判断ができないでしょうというようなことはおっしゃられていたんです。

○委員 僕は、1回今の現状の状態で選定してもらって、館長がいる間に、その責任で、地域利用、それを利用されている方々も、複数の人たちで見て破棄するに当たっては、費用が要るようなことであれば、教育委員会が関わるべきかもわからないけど。あとは全然、そこで、独自のところで運営されたらいいのではないかなと思うけどね。それで、実際は今どれだけ本があるのか知らないけど、分けて分け

て、廃棄する、段ボールや雑誌をほるところへ個人で持っていけば、ただで廃棄できますしね。

○事務局　　そうですね。

○委員　　それから、ほら、子供会とかそんなので、頼んで、そのときに寄ってもらったら、逆に言ったら、多少なりとも、お金が入るかどうかわかりませんが、あるだろうから、廃棄するためだけに金を使って、それこそしなくていいんじゃないかな。いろんな理由を、いろんなことを使って、市だとすごいから、そんな悠長なことはできないのかもしれませんが。

○事務局　　お金の話とかではなくて、Aという本を、これは時代とともに価値がなくなったものをここに置いておかなくてもいいだろう、破棄してもいいだろうという、その判断を教育委員会が責任を持ってやらないといけないんじゃないかという話です。

○委員　　そういう意味ですよ。だから、先ほど言ったように、古文書とかそれなりの価値のある分、歴史本、要するに郷土紙とかがあったとしたら、それは言ったように、図書館、それなりの本に対して造詣のある人たちに判断してもらって、指示を仰がねば、僕らだったら、片っ端から捨ててしまうし。

○委員　　今の管理と運営ってどういうふうになっているんですか。例えばどれぐらいの数の本があって、その中で、貸出しであるとか、どういうふうにご利用されていて、需要というか、利用する方がどれぐらいおられるとか。僕は、公民館で本を読むというイメージがちょっとなかったもので、もう倉庫みたいになっているのかなど。預かったものを。どういう今の時点の管理になっているのですか。

○事務局　　今、図書室というのが各公民館にあります。そこに、先ほど話をさせていただいたように、寄附で頂いたような本を置いています。寄附で頂いたようなものなので、申し訳ないですが、今どこの公民館にどういう本が全部で何冊あるというところの管理までは、正直できていません。ですので、今後引き渡すに当たっては、整理して、古いものは処分させていただいて、これからまだいけるなという本だけ残して、そこは整理して、本の題名とかもちゃんと整理しようという話はしています。それで、今現状でいくと、その場で読まれる方と、そこで借りて、外で読まれる、家に持って読む方がいらっしゃるんですけど、ほとんど特定の方だけで、ほとんど貸出しというのはあまりないような状況にはなっています。

○委員　　さっき委員が言われたように、移り変わるときの、1回どっちみち廃棄するなり、置いておくなり、今どういうふうにご利用してもらうかというのは話し合えないといけないと思うんですよ。それを、ぽんとそのまま、次の地域交流センターに渡すんじゃなくて、一遍それはやっぱり話をしないと駄目なんでしょうね。教育委員会で責任を持って、議員さんが言われているように。今後は引き継いだらいいと思うんですけど。次の地域交流センターにも図書室みたいなものは全部

できるんですか。継続と、新規の場合は新しく、そういうものを確保されるんですか。

○事務局　　今これも聞いている話ですけども、図書室というような位置づけではなくて、その部屋はそのまま置いて、図書室という名前ではなくて、フリースペースという形で、誰が入っても、そこで飲食しても、しゃべってもいいような空間にはしよう。要は使いやすい空間にしていきたいという話は聞いています。

○委員　　数がどれぐらいか分かりませんが、大変な作業ですけど、一遍それを見て、廃棄するものは廃棄して、置いておくものは置いておいて、しかも、それをやっぱり1か所に、ここにこれだけありますよみたいなことをしておかないと、利用しにくいし、管理も大変ですし、その辺のことは、ちょっと大変でしょうけど、教育委員会ではないといけないのではないかと思いますけどね。

○事務局　　そうですね。今ある分を整理して渡すことは、そもそも市民部とも話ができるんです。

○委員　　そうですね。

○事務局　　はい。ですから、あとは、その後ですよ。

○委員　　あとの管理ですね。

○事務局　　あとの貸出しとかの管理は、そこにいる職員しかできませんので、我々は市民部に依頼する予定にしています。ただ、そこに、例えば高砂地域交流センターに100冊残りました。その100冊を、この10冊はもう古いから処分しましょうかというのを、市民部の職員では判断できないので、所有権は教育委員会に置いておいて、10冊破棄するときは、ちゃんと責任を持って教育委員会が破棄すべきでしょうというような話なんです。だから、所有権と管理運営の話はちょっと別で考えないといけないのではないかなというお話なんです。

○委員　　所有権といたって、だから、逆に言ったら、価値のない本だったとしたら、それをどれだけの所有権として言うかの問題だからね。口で言っている本の所有権。そしたら、所有権を放棄して、市民部に全部所有権を譲りますと言ったら、市民部はそれで全部面倒を見るわけですか。

○教育長　　図書の管理、所有について話が出ましたが、公民館の図書を、図書館を建てる時にどうなったんだという意見も出ましたので、その答弁をお願いしたいなと思います。

○事務局　　新図書館とかを建てる際に本が足りないということもあって、各公民館から本を引き上げる際に、あわせて、寄贈で頂いているような郷土資料で、図書館にならぬようなもの、貴重なものがあるかどうかを確認した上で、あったものについては、図書館のほうで、装備、登録して、保管していますので、その時点で一応、一度チェックはさせていただいております。

○教育長　　分かりました。すいません、その意見を受けて、どのような本があるかを想像していただいたら分かると思うんですけども、もう少し所有、管理については

考えていくということで、この内容については、また続いて話を進めさせていただきたいなということを思います。

令和5年12月21日 午後4時5分 教育長会議の閉会を宣告
